

外郭団体に関する特別委員会資料

令和6年7月25日

令和6年度

一般財団法人 神戸市水道サービス公社 事業概要

水 道 局

目 次

	ページ
I 公社設立の趣旨	1
II 公社の概要	1
1. 名 称	1
2. 所 在 地	1
3. 設 立 年 月 日	1
4. 出 捐 金	1
5. 機 構	1
6. 役 職 員 数	2
7. 評 議 員 及 び 役 員	2
III 定 款	3
IV 令和5年度事業報告	8
1. 事 業 報 告	8
2. 正味財産増減計算書	11
3. 貸借対照表	12
4. 財 産 目 録	13
5. 収 入 明 細 書	14
6. 支 出 明 細 書	14
7. 事 業 別 収 支	14
8. 財 務 状 況	15
V 令和6年度事業計画	16
1. 事 業 計 画	16
2. 経営改善の取組み状況	18
3. 予定正味財産増減計算書	19
4. 予定貸借対照表	20
5. 予定収入明細書	21
6. 予定支出明細書	21
7. 予定事業別収支	21

I 公社設立の趣旨

神戸市内における水道の円滑な利用の促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに、その技術的能力を活用して国内外の水道事業を支援し、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与するため、一般財団法人神戸市水道サービス公社を設立した。

II 公社の概要

1. 名 称 一般財団法人神戸市水道サービス公社

2. 所 在 地 神戸市須磨区大池町5丁目6番30号

3. 設立年月日

設立許可 昭和40年8月13日

設立登記 昭和40年8月26日

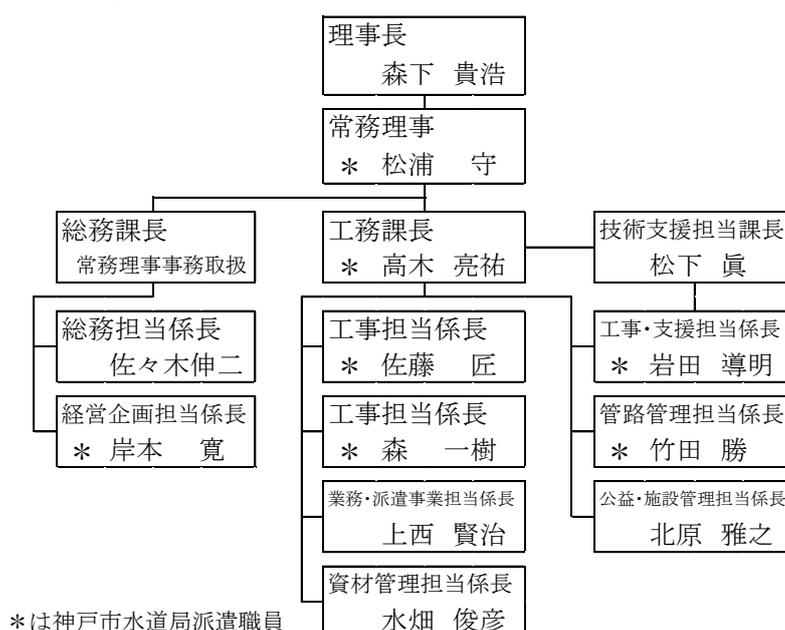
名称変更登記 昭和60年7月22日

名称変更登記 平成25年4月1日

4. 出 捐 金 110,000千円

出捐者	出捐年度	出捐理由	出捐額
神戸市	昭和40年度	設立のため	5,000千円
神戸市	昭和46年度	事業量増大に対処するため	5,000千円
神戸市	平成21年度	経営基盤強化のため	100,000千円

5. 機 構



*は神戸市水道局派遣職員

6. 役職員数（常勤）

令和6年7月1日現在（単位：人）

課 \ 区分	常勤役員	課長級	係長級	職員	嘱託	計
総務課	2(1)		2(1)	3	2	9(2)
工務課		2(1)	7(4)	19(3)	17	45(8)
計	2(1)	2(1)	9(5)	22(3)	19	54(10)

() 内は神戸市水道局派遣職員数で内数

7. 評議員及び役員

(1) 評議員

氏名	備考
瓦田 太賀四	兵庫県立大学 名誉教授
藤原 正廣	京町法律事務所 弁護士
西口 基之	神戸商工会議所 理事・総務部長
藤原 政幸	神戸市 水道局長

(2) 役員

役職名	氏名	備考
理事長	森下 貴浩	
常務理事	松浦 守	神戸市 水道局部長
理事	桑形 雅彦	神戸市 水道局副局長
監事	宮地 良彰	(株)みなと銀行 地域戦略部 部長
監事	和氣 大輔	公認会計士

Ⅲ 定款

一般財団法人 神戸市水道サービス公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人神戸市水道サービス公社（英語名 Kobe Water Service Corporation）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市内における水道の円滑な利用の促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに、その技術的能力を活用して国内外の水道事業を支援し、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水道事業に関する調査研究
- (2) 住宅団地の受水装置の適正管理啓発及び維持管理業務の受託
- (3) 水道事業の事務、工事及び管理業務の受託
- (4) 簡易水道の経営及び技術相談
- (5) 国内外の水道事業の事業者への技術指導及び助言等
- (6) 労働者派遣事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予定損益計算書等)

第6条 この法人の事業計画書、予定損益計算書及び予定貸借対照表については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第8条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が

出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第22条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
神田勉、山本裕光、中川欣哉、水口和彦
- 4 この法人の最初の理事長は神田勉、常務理事は山本裕光とする。
- 5 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

和氣大輔

附 則

この定款は、令和3年3月17日より施行する。

IV 令和5年度事業報告

1. 事業報告

昭和60年の市民皆水道達成後の主要事業であった水道メーター検針、未納整理、メーター取替業務の管理的業務については民間での受託体制が整ったため、順次、競争性が導入され民間事業者に移行した。一方で、施設の更新需要の増大や技術者不足による広域連携の要請などの新たなニーズに対応するため、水道施設の設計・積算・工事監督等の技術的業務へのシフトを図り、他都市等からの事業も受託するなど、自立経営の確立に努めた。

(1) 期間満了メーター取替事業

大口径水道メーターの取り替えを行った。

(2) 施設管理事業

① 漏水調査・施設巡回等

水道局が管理する配水管の漏水調査及び配水池やポンプ場等の水道施設の巡回点検を行った。また、これらの業務を担える民間事業者の育成と技術移転にかかる調査・検討を行った。

② 淡路島送水管維持管理業務

淡路島への暫定給水に伴う神戸市内（明石海峡大橋添架管を含む。）の送水管及び淡路島内の一部送水施設の維持管理を淡路広域水道企業団から受託した。

③ 受水槽の適正管理等

定期検査等の実施のほか、受水槽の適正管理、直結給水化に関する啓発活動を行った。

④ 駐車場の経営

公社所有用地を活用して事業を行った。

(3) 調査・システム管理等業務

① 第二神明道路送水管充填工事

第二神明道路下に残置された水道管の撤去・充填工事の工事監理を行った。

② 水管橋塗装更新工事

水管橋の塗装の劣化状況等を調査し、塗装更新工事の設計・工事監理を行った。

③ 水道施設用地の草刈・植栽の剪定業務

水道施設用地の草刈及び樹木の剪定業務の調整・監督等を行った。

④ 水道施設各所防草対策工事

草刈り作業の必要がある水道施設における舗装やコンクリート張り、防草シート等の防草対策工事の設計・工事監理を行った。

⑤ 水道施設等建築施設維持補修工事

水道施設内の建築施設の外壁改修及び屋上防水工事等の設計・工事監理を行った。

- ⑥ 防火水槽の設計及び設置工事
防火水槽設置工事を消防局から受託し、設計・工事監理を行った。
- ⑦ 小学校法面对策工事
小学校の法面对策工事を教育委員会から受託し、工事監理を行った。
- ⑧ メーター管理及び給配水資材等管理
水道メーターの在庫管理・検査等に関する事務及び給配水資材の在庫管理等に関する事務を行った。
- ⑨ 給水管データ更新業務
水道局管路情報管理システムにおいて、給水管等の維持管理に必要な給水管データの追加・修正を行った。
- ⑩ 給水設計台帳システム管理業務
給水設計書・各種承諾書の給水設計台帳システムへの入力を行った。
- ⑪ 給・配水管路情報データ提供業務
管路の埋設状況を示す電子データを水道局に来庁することなく閲覧できる「神戸市水道Web閲覧システム」の運用・保守管理等を行った。
- ⑫ 指定給水装置工事事業者更新業務
水道法に基づく神戸市指定給水装置工事事業者の更新業務を行った。
- ⑬ 指定給水装置工事事業者講習会開催事務
厚生労働省通知により各事業者が行う「指定給水装置工事事業者講習会」を日本水道協会兵庫県支部から受託し、兵庫県下事業者合同で開催した。
- ⑭ 工業用水メーター更新作業
工業用水道のメーターの調査及び更新作業の監理を行った。
- ⑮ 工業用水道受付センター運営
工業用水道のユーザーからの問い合わせ対応、請求補助事務等を行った。
- ⑯ 日本水道協会兵庫県支部事務局事務
日本水道協会兵庫県支部の事務局業務の一部を受託し、円滑な運営を支援した。
- ⑰ 兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口の運営支援
兵庫県内の水道事業をサポートするため兵庫県と神戸市水道局が開設している「兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口」において、受付窓口業務を行った。
- ⑱ 他都市支援
播磨町の水道管更新工事におけるデザイン・ビルド（設計・施工一括発注方式）のモニタリング支援のほか、三田市の水道に関する計画策定等に関する技術的支援を行った。
- ⑲ 人材派遣
人材不足・技術力不足に直面している水道事業者のニーズに応じて、浄水場管理業務等に人材を派遣した。
- ⑳ 水インフラ整備に関する国際貢献
JICAの課題別研修業務を受託し、都市上水道の浄水・水質に関する研修を水道局とともにを行った。

(4) 管工事事業

① 配水管取替工事

老朽化した配水管の取替工事の工事監理を行った。

② 鶴越墓園インフラ再整備工事

鶴越墓園内の給水タンク更新工事を健康局から受託し、設計業務を行った。

③ 明石市連絡管整備工事

明石市水道局が阪神水道企業団から受水するために施工する水道管整備の工事監理を行った。

2. 正味財産増減計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	553,284,122	営業収益	571,219,807
期間満了メーター取替事業費	40,631,315	期間満了メーター取替事業収益	58,999,000
施設管理事業費	35,112,700	施設管理事業収益	37,006,323
調査・システム管理等事業費	316,488,217	調査・システム管理等事業収益	398,340,484
管工事事業費	72,031,862	管工事事業収益	76,874,000
一般管理費	89,020,028		
営業外費用	3,762	営業外収益	722,606
雑損失	3,762	受取利息	488
		雑収入	722,118
特別損失	0	特別利益	0
その他特別損失	0	その他特別利益	0
合計	553,287,884	合計	571,942,413
※神戸市からの収入		税引前当期純利益	18,654,529
(1) 補助金	一千円	法人税等充当額	122,000
(2) 委託料	540,884千円	当期純利益	18,532,529

3. 貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	219,057,725	未払金	158,932,403
未収金	214,977,859	未払費用	1,950,316
リース資産	2,012,200	未払法人税等	122,000
前払金	91,650,540	前受金	41,081,700
		預り金	2,401,461
		賞与引当金	6,855,223
		リース債務	2,012,200
流動資産合計	527,698,324	流動負債合計	213,355,303
2. 固定資産		2. 固定負債	
基本財産		預り保証金	591,990
預金	3,000,000	退職給付引当金	60,004,500
基本財産合計	3,000,000	固定負債合計	60,596,490
その他固定資産		負債合計	273,951,793
構築物	8,545,000	III 正味財産の部	
工具器具備品	12,887,398	1. 一般正味財産	
減価償却累計額	△18,845,989	一般正味財産	278,914,100
土地	10,719,000	正味財産合計	278,914,100
電話加入権	1,862,160		
長期性預金	7,000,000		
その他固定資産合計	22,167,569		
固定資産合計	25,167,569		
資産合計	552,865,893	負債及び正味財産合計	552,865,893

(注) 1. 固定資産の減価償却の方法について

(1)建物、構築物 定額法による。

(2)機械装置、工具器具備品 定率法による。

2. 引当金の計上基準等について

(1)賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

(2)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上している。

4. 財 産 目 録
(令和6年3月31日現在)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金		未払金	
小口現金、釣銭用現金	233,920	職員手当、工事未払金等	151,497,503
普通預金、大口定期預金	218,823,805	消費税精算確定額	7,434,900
未収金		未払費用	
水道局受託料	173,980,867	電気料金、ガス料金、電話料金等	1,950,316
その他の受託料	40,996,992	未払法人税等	
リース資産		法人市民税等	122,000
車両	2,012,200	前受金	
前払金		駐車場使用料、工事前受金	41,081,700
労働災害総合保険等	680,540	預り金	
工事前払い金	90,970,000	源泉所得税及び社会保険料等	2,401,461
流動資産合計	527,698,324	賞与引当金	
		正規職員、常勤嘱託職員	6,855,223
		リース債務	
		車両	2,012,200
		流動負債合計	213,355,303
固定資産			
基本財産			
預金			
預金	3,000,000		
基本財産合計	3,000,000	固定負債	
その他固定資産		預り保証金	
構築物		駐車場保証金	591,990
駐車場	8,545,000	退職給付引当金	
什器備品		退職給付引当金	60,004,500
漏水探知機他	12,887,398	固定負債合計	60,596,490
減価償却累計額	△18,845,989		
土地			
西区美穂が丘(駐車場用地)	10,719,000		
電話加入権			
電話加入権	1,862,160		
敷金保証金			
長期金利連動型変動金利定期預金	7,000,000		
その他固定資産合計	22,167,569		
固定資産合計	25,167,569	負債合計	273,951,793
資産合計	552,865,893	正味財産	278,914,100

5. 収入明細書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

科 目	収 入	内 訳		
		事業収入	受託収入	補助金収入
営業収益	571,219,807	29,322,912	541,896,895	0
期間満了メーター取替事業	58,999,000	0	58,999,000	0
施設管理事業	37,006,323	14,312,323	22,694,000	0
調査・システム管理等事業	398,340,484	15,010,589	383,329,895	0
管工事業	76,874,000	0	76,874,000	0
営業外収益	722,606	722,606	0	0
特別利益	0	0	0	0
合 計	571,942,413	30,045,518	541,896,895	0

6. 支出明細書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

科 目	支 出	内 訳				
		人件費	物件費	工事費	減価償却費	そ の 他
営業費用	553,284,122	216,753,051	142,987,687	188,424,800	5,118,584	0
期間満了メーター取替事業	40,631,315	3,346,330	37,078,585	0	206,400	0
施設管理事業	35,112,700	27,768,778	6,438,422	0	905,500	0
調査・システム管理等事業	316,488,217	131,923,817	53,735,900	127,300,800	3,527,700	0
管工事業	72,031,862	10,621,571	286,291	61,124,000	0	0
一般管理費	89,020,028	43,092,555	45,448,489	0	478,984	0
営業外費用	3,762	0	0	0	0	3,762
特別損失	0	0	0	0	0	0
合 計	553,287,884	216,753,051	142,987,687	188,424,800	5,118,584	3,762

7. 事業別収支

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

科 目	収 入	支 出	収 支
営業損益	571,219,807	553,284,122	17,935,685
期間満了メーター取替事業	58,999,000	40,631,315	18,367,685
施設管理事業	37,006,323	35,112,700	1,893,623
調査・システム管理等事業	398,340,484	316,488,217	81,852,267
管工事	76,874,000	72,031,862	4,842,138
一般管理費	0	89,020,028	△ 89,020,028
営業外損益	722,606	3,762	718,844
経常損益	571,942,413	553,287,884	18,654,529
特別損益	0	0	0
合 計	571,942,413	553,287,884	18,654,529

8. 財 務 状 況

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	4 → 5増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	▲ 1,806	8,818	18,654	9,836
		経常収益	481,121	580,540	571,942	▲ 8,598
		うち公益	0	0	0	0
		うち公益以外	481,121	580,540	571,942	▲ 8,598
		経常費用	482,927	571,722	553,288	▲ 18,434
		うち事業費（公益）	7,828	7,557	7,511	▲ 46
		うち事業費（公益以外）	411,008	506,330	495,006	▲ 11,324
		うち管理費（公益）	0	0	0	0
		うち管理費（公益以外）	64,091	57,835	50,771	▲ 7,064
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	▲ 3,378	0	0	0	
	経常外収益	4,959	0	0	0	
	経常外費用	8,337	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	97	122	122	0	
	当期一般正味財産増減額	▲ 5,280	8,697	18,532	9,835	
	一般正味財産期首残高	256,965	251,685	260,382	8,697	
	一般正味財産期末残高	251,685	260,382	278,914	18,532	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
		指定正味財産増加額	0	0	0	0
		指定正味財産減少額	0	0	0	0
うち一般正味財産への振替額		0	0	0	0	
指定正味財産期首残高		0	0	0	0	
指定正味財産期末残高		0	0	0	0	
正味財産期首残高	256,965	251,685	260,382	8,697		
当期正味財産増減	▲ 5,280	8,697	18,532	9,835		
正味財産期末残高	251,685	260,382	278,914	18,532		
貸借対照表（B/S）	資産合計	506,533	433,176	552,866	119,690	
	流動資産	483,187	409,655	527,698	118,043	
	固定資産	23,346	23,521	25,168	1,647	
	うち建物	0	0	0	0	
	負債合計	254,848	172,795	273,951	101,156	
	流動負債	201,559	114,397	213,355	98,958	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	53,289	58,398	60,596	2,198	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	251,685	260,382	278,914	18,532	
指定正味財産	0	0	0	0		
一般正味財産	251,685	260,382	278,914	18,532		

V 令和6年度事業計画

1. 事業計画

(1) 施設管理事業

① 漏水調査・施設巡回等

水道局の管理する配水管の漏水調査及び配水池やポンプ場等水道施設の巡回点検、水栓作業補助を行う。また、これらの業務を担える民間事業者の育成と技術移転にかかる調査・検討を行う。

② 淡路島送水管維持管理業務

淡路島への暫定給水に伴う神戸市内（明石海峡大橋添架管を含む。）の送水管及び淡路島内の一部送水施設の維持管理を淡路広域水道企業団から受託する。

③ 受水槽の適正管理等

定期検査等の実施のほか、受水槽の適正管理、直結給水化に関する啓発活動を行う。

④ 駐車場の経営

公社所有用地を活用した事業を行う。

(2) 調査・システム管理等事業

① 第二神明道路送水管充填工事

第二神明道路下に残置された水道管の撤去・充填工事の工事監理を行う。

② 水管橋塗装更新工事

水管橋の塗装の劣化状況等を調査し、塗装更新工事の設計・工事監理を行う。

③ 水道施設用地の草刈・植栽の剪定業務

水道施設用地の草刈及び樹木の剪定業務の調整・監督等を行う。

④ 水道施設各所防草対策工事

草刈作業の必要がある水道施設における舗装やコンクリート張り、防草シート等の防草対策工事の設計・工事監理を行う。

⑤ 水道施設等建築施設維持補修工事

水道施設内の建築施設の外壁改修及び屋上防水工事等の設計・工事監理を行う。

⑥ 防火水槽設置工事

防火水槽設置工事を消防局から受託し、工事監理を行う。

⑦ 小学校法面对策工事

小学校2校の法面策工事を教育委員会から受託し、設計・工事監理を行う。

⑧ メーター管理及び給配水資材等管理

水道メーターの在庫管理・検査等に関する事務及び給配水資材の在庫管理等に関する事務を行う。

⑨ 給水管データ更新業務

水道局管路情報管理システムにおいて、給水管等の維持管理に必要な給水管データの追加・修正を行う。

- ⑩ 給水設計台帳システム管理業務
給水設計書・各種承諾書の給水設計台帳システムへの入力を行う。
 - ⑪ 給・配水管路情報データ提供業務
管路の埋設状況を示す電子データを水道局に来庁することなく閲覧できる「神戸市水道Web閲覧システム」の運用・保守管理等を行う。
 - ⑫ 指定給水装置工事事業者更新業務
水道法に基づく神戸市指定給水装置工事事業者の更新業務を行う。
 - ⑬ 指定給水装置工事事業者講習会開催事務
厚生労働省通知により各事業体が行う「指定給水装置工事事業者講習会」を日本水道協会兵庫県支部から受託し、兵庫県下事業体合同で開催する。
 - ⑭ 工業用水メーター更新作業
工業用水道のメーターの調査及び更新作業の監理を行う。
 - ⑮ 工業用水道受付センター運営
工業用水道のユーザーからの問い合わせ対応、請求補助事務等を行う。
業者の更新業務を行う。
 - ⑯ 日本水道協会兵庫県支部事務局事務
日本水道協会兵庫県支部の事務局業務の一部を受託し、円滑な運営を支援する。
 - ⑰ 兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口の運営支援
兵庫県内の水道事業をサポートするため兵庫県と神戸市水道局が開設している「兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口」において、受付窓口業務を行う。
 - ⑱ 他都市支援
播磨町の工事監理補助業務など近隣市町の技術的支援を行う。
 - ⑲ 人材派遣
人材不足・技術力不足に直面している水道事業体のニーズに応じて、浄水場管理業務等に人材を派遣する。
 - ⑳ 水インフラ整備に関する国際貢献
JICAの課題別研修業務を受託し、都市上水道の浄水・水質に関する研修を水道局とともに行う。
- (3) 管工事事業
- ① 鶴越墓園インフラ再整備工事
鶴越墓園内の給水タンク更新工事を健康局から受託し、工事監理を行う。
 - ② 明石市連絡管整備工事
明石市水道局が阪神水道企業団から受水するために施工する水道管整備の工事監理を行う。

2. 経営改善の取組み状況

一般財団法人神戸市水道サービス公社は、昭和 40 年に、神戸市の全額出捐により設立された。

設立当初より管工事を事業の中心としてきたが、昭和 60 年の市民皆水道の達成以降は、水道メーターの検針・未納料金徴収業務・メーター取替業務の管理的業務に重点を移してきた。その後、これらの業務について、民間での受託体制が整ったため、順次、競争性が導入され民間事業者による受託へと移行していった。

一方で、施設の更新需要の増大や技術者不足による広域連携の要請などの新たなニーズに対応するため、水道局や周辺の水道事業体の工事監理（設計・積算・監督）業務に着手し、公社の核となる事業を管理的業務から技術的業務へシフトさせるなど事業構造の変革に主体的に取り組んできた。

更に、神戸市から公社に対して示された中長期的ミッション「水道局からの新たな業務受託を通じ、民間事業者の育成と技術移転を推進」及び「水道事業の効率化と広域連携を通じた水道技術の継承」を受けて、「経営改革プラン」を作成するとともに中期経営計画 2027(令和 6 年度～令和 9 年度)の策定を行なった。

今後も引き続き神戸市水道局の諸課題に対応し、補完することが公社の役割（＝パートナー）であるという考えのもと、経営の自立と継続的安定化を図るため、「経営改革プラン」等に掲げた技術的業務を担う人材の育成・確保に取り組み、他都市等からの業務受託の拡大を図るとともに、効率的な執行体制の構築などの経営改善に取り組んでいく。

また、神戸市水道局からの業務受託を通して民間事業者の育成と技術の移転を推進するなど、神戸市水道事業の効率的な運営を図る上で一定の役割を図っていく。

[令和 6 年度の経営改善策]

(1) 効率的執行体制の確立

- ・業務量に見合った効率的な執行体制の構築

(2) 新規事業の開拓

- ・水道局以外の部局や他都市等からの新規受託事業の開拓

(3) 人材の確保・育成

- ・経営改革プラン等の実現と公社の将来を担うための人材の確保・育成

3. 予定正味財産増減計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	906,452	営業収益	906,472
施設管理事業費	36,030	施設管理事業収益	39,885
調査・システム管理等事業費	606,570	調査・システム管理等事業収益	691,661
管工事事業費	159,046	管工事事業収益	174,926
一般管理費	104,806		
営業外費用	300	営業外収益	402
雑損失	300	受取利息	100
		雑収入	302
特別損失	0	特別利益	0
その他特別損失	0	その他特別利益	0
合計	906,752	合計	906,874
※神戸市からの収入		税引前当期純利益	122
(1)補助金 一千円		法人税等充当額	122
(2)委託料 838,000千円		当期純利益	0

4. 予定貸借対照表
(令和7年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	166,067	未払金	128,504
未収金	265,062	未払費用	1,831
貯蔵品		未払法人税等	122
前払金	767	前受金	276
リース資産	1,740	預り金	673
		賞与引当金	5,900
		リース債務	1,740
流動資産合計	433,636	流動負債合計	139,046
2. 固定資産		2. 固定負債	
基本財産		預り保証金	568
預金	3,000	退職給付引当金	66,671
基本財産合計	3,000	固定負債合計	67,239
その他固定資産		負債合計	206,285
構築物	8,545	III 正味財産の部	
工具器具備品	12,005	1. 一般正味財産	
減価償却累計額	△18,797	一般正味財産	251,685
土地	10,719	正味財産合計	251,685
電話加入権	1,862		
長期性預金	7,000		
その他固定資産合計	21,334		
固定資産合計	24,334		
資産合計	457,970	負債及び正味財産合計	457,970

※上記予定貸借対照表は、令和6年3月現在で作成しており、令和5年度の確定決算額に置きなおした場合、正味財産は、278,914千円となる。

5. 予定収入明細書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:千円)

科 目	収 入	内 訳		
		事業収入	受託収入	補助金収入
営業収益	906,472	68,472	838,000	0
施設管理事業	39,885	16,285	23,600	0
調査・システム管理等事業	691,661	35,837	655,824	0
管工事業	174,926	16,350	158,576	0
営業外収益	402	402	0	0
特別利益	0	0	0	0
合 計	906,874	68,874	838,000	0

6. 予定支出明細書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:千円)

科 目	支 出	内 訳				
		人件費	物件費	工事費	減価償却費	そ の 他
営業費用	906,452	244,417	169,181	487,810	5,044	0
施設管理事業	36,030	25,952	9,180	0	898	0
調査・システム管理等事業	606,570	153,246	102,631	346,974	3,719	0
管工事業	159,046	17,588	622	140,836	0	0
一般管理費	104,806	47,631	56,748	0	427	0
営業外費用	300	0	0	0	0	300
特別損失	0	0	0	0	0	0
合 計	906,752	244,417	169,181	487,810	5,044	300

7. 予定事業別収支

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:千円)

科 目	収 入	支 出	収 支
営業損益	906,472	906,452	20
施設管理事業	39,885	36,030	3,855
調査・システム管理等事業	691,661	606,570	85,091
管工事業	174,926	159,046	15,880
一般管理費		104,806	△ 104,806
営業外損益	402	300	102
特別損益	0	0	0
合 計	906,874	906,752	122